

様式第2号の1－②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1－①を用いること。

学校名	久留米歯科衛生専門学校
設置者名	一般社団法人 久留米歯科医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	歯科衛生士科	夜・通信	9単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://kurume-dental.or.jp/kdhs/school/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	久留米歯科衛生専門学校
設置者名	一般社団法人 久留米歯科医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	教務委員会
役割	久留米歯科衛生専門学校教務委員より9名を選任し、学科課程、入学考査、進級、卒業などに関する事項および教材の整備、学生募集、その他学生の教育に関する事項の意見を聞き、委員会にて協議する。委員会で協議された意見を上部組織である学校運営委員会にて再度協議したうえで方針を決定し、学校運営に活用している。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
むねしげ歯科医院 院長	2023年6月24日～ 2025年6月27日 2025年6月28日～ 2027年6月25日	久留米歯科衛生専門学校 教務委員
久留米セントラル歯科 院長	2023年6月24日～ 2025年6月27日 2025年6月28日～ 2027年6月25日	久留米歯科衛生専門学校 教務委員
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	久留米歯科衛生専門学校
設置者名	一般社団法人 久留米歯科医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 学校長が任命した歯科医師会会員12名からなる教務委員会で、各科目について前年の実績を踏まえ、授業方法、内容、到達目標等について協議する。 その後、課題の検討に加え、学生アンケートも参考として、各担当専任が作成した授業計画(案)を再度教務委員会で再検討し、授業計画として決定し次年度の授業に反映させる。また、6月下旬に学校ホームページにも掲載する。	
授業計画書の公表方法	https://kurume-dental.or.jp/kdhs/school/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 出席状況により、受験資格の有無を判定し、前・後期試験、実習の評価点数を合計し総合評価とし、教務委員会にて進級・卒業の認定を行っている。 出席状況については、遅刻者、欠席者で事前連絡が無い学生については、担任より連絡し、状況確認している。 また、科目によっては随時確認テストを実施し、個々の進捗状況を把握し指導している。 不合格者に対しては、再試・再々試、都合で受験できない場合には追試験を実施している。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 学科については、所定の授業科目を履修したものに対して、定期試験の成績を評価して単位を与える。実習については、施設への視察などにより実習状況等を確認し単位として評価する。 また全科目の合計点の平均で順位付けをし、個々がどの位置であるかを確認できるようにする。 定期試験においては各科目100点満点とし、60点以上を合格とする。 成績下位者には特別補講等で集中講義も行っている。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://kurume-dental.or.jp/kdhs/school/
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 3年間の学習の総合評価判定基準として「卒業試験」を3回実施している。 国家試験に出題が予想される科目を中心に220問の設問に対し、その平均の132点(国試と同等)以上を合格とし、教務委員会において協議し卒業を認定している。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://kurume-dental.or.jp/kdhs/school/

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	久留米歯科衛生専門学校
設置者名	一般社団法人 久留米歯科医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://kurume-dental.or.jp/kdhs/school/
収支計算書又は損益計算書	https://kurume-dental.or.jp/kdhs/school/
財産目録	
事業報告書	https://kurume-dental.or.jp/kdhs/school/
監事による監査報告（書）	https://kurume-dental.or.jp/kdhs/school/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		医療専門課程	歯科衛生士科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	119 単位時間／単位	単位時間 80/単位	単位時間 /単位	単位時間 39/単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			119 単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
150 人		166 人	人	5 人	52 人	56 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 歯科医師会会員 12 名からなる教務委員会で、前年の実績や学生アンケート等を踏まえ、授業方法、内容、到達目標等について協議する。その結果を反映させた授業計画（案）を各講師が作成し、再度教務委員会で協議後決定する。6 月下旬に学校ホームページに掲載する。
成績評価の基準・方法 （概要） 所定の授業科目を履修した学生に対し、定期試験の成績や実習状況等により単位として評価する。また全科目の合計点の平均で順位付けをし、個々がどの位置であるかを確認できるようにする。 定期試験においては各科目 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。 成績下位者には特別補講等で集中講義を行う。
卒業・進級の認定基準 （概要） 3 年間の学習の総合評価判定基準として「卒業試験」を 3 回実施している。 国家試験に出題が予想される科目を中心に 220 問の設問に対し、その平均の 132 点（国試と同等）以上を合格とし、教務委員会の議を経て卒業を認定している。

学修支援等
(概要) 欠席・遅刻者へは土曜日の補習・個別指導、長期休学中の学生には補講・補習を行っている。 また、夏季休暇中には、3年生を対象に国試対策特別授業や学生からの要望に応じ、実習の個別指導も実施している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
46 人 (100%)	1 人 (2.2%)	28 人 (60.9%)	17 人 (36.9 %)
(主な就職、業界等) 一般歯科医院			
(就職指導内容) 提出された求人票の見方（場所、診療内容、勤務時間、待遇、福利厚生等）を中心に、自分に合った職場探しを指導している。また全員にカウンセリングを実施している。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 歯科衛生士科国家資格。介護職員初任者研修			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
161 人	13 人	8.1%
(中途退学の主な理由) 進路変更、意欲減退、留年		
(中退防止・中退者支援のための取組) 成績不良者に対しては面談・補講・補習、再試験等実施している。学校になじめない学生に対しては専門のカウンセラー（月2回来校）による細かな相談で対応し、必要に応じ、保護者面談等を実施している。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
歯科 衛生士科	250,000 円	350,000 円	100,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://kurume-dental.or.jp/kdhs/school/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校を外部から評価するため、卒業生、保護者、取引業者から 5 名を委員として選出し、「教育理念・目標」「学校運営」「教育活動」「学生受け入れ募集」「財務」「法令等の順守」「社会貢献・地域貢献」の 7 項目について評価する体制をとっている。 それぞれの項目について課題と今後の改善策をとりまとめ、副校長を責任者として教務委員会に提案し、改善内容等について協議し了承を得ることとしている。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
(有) 印象派 代表	2023 年 6 月 24 日～2025 年 6 月 27 日 2025 年 6 月 28 日～2027 年 6 月 25 日	近隣 取引業者
(有) 益村歯科商店 営業部長	2023 年 6 月 24 日～2025 年 6 月 27 日 2025 年 6 月 28 日～2027 年 6 月 25 日	近隣 取引業者
(株) ヨシダ 佐賀営業所 所長	2023 年 6 月 24 日～2025 年 6 月 27 日 2025 年 6 月 28 日～2027 年 6 月 25 日	近隣 取引業者
2 年生 保護者	2023 年 6 月 24 日～2025 年 6 月 27 日 2025 年 6 月 28 日～2026 年 6 月 25 日	保護者
歯科医院 勤務	2023 年 6 月 24 日～2025 年 6 月 27 日 2025 年 6 月 28 日～2026 年 6 月 25 日	本校同窓会長
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://kurume-dental.or.jp/kdhs/school/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://kurume-dental.or.jp/kdhs/school/>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H140320300058
学校名 (〇〇大学 等)	久留米歯科衛生専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	一般社団法人 久留米歯科医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		41人（－）人	37人（－）人	41人（－）人
内 訳	第Ⅰ区分	19人	19人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅱ区分	17人	13人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	—	—	
	（うち多子世帯）	0人	（ 0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	—人	—人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	—	—	
区分外（多子世帯）		0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ ）人
合計（年間）				41人（－）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が「廃止」の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	0人	前半期	後半期
		人	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	一人
3月以上の停学	人
年間計	一人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。